

23年度過労死等労災補償状況

前年度よりも増加し、15年連続ワーストワン

●脳・心臓疾患の支給決定件数

	2009	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
道路貨物運送業	65	57	75	71	94	77	82	89	85	83	61	55	56	50	66
道路旅客運送業	19	17	14	15	9	12	8	7	10	9	5	0	0	0	3

厚生労働省が6月28日に公表した2023年度の過労死等労災補償状況において、道路貨物運送業が労災請求171件（前年度133件）、支給決定件数が66件（50件）と前年度から大きく増加し、道路貨物運送業（トラック運輸産業）の過労死等の脳・心臓疾患が15年連続ワーストワンとなりました。

この間、労働基準法における時間外労働の上限規制をはじめ、トラック運転者の過労死等を防止する観点で議論が進められた「改善基準告示」が2024年4月より適用になりました。しかしながらその内容は荷主都合によるとの論点ずらしのさらなる緩和や多義的であることなど、問題が山積しています。毎年最多となっている道路貨物運送業の過労死等を防止するためには、11時間以上の勤務間インターバルや一般則と同様の時間外労働規制が必要です。厚労省はこの結果を真摯に受け止め、過労死等の防止に向けた議論を直ちに開始し、改善基準告示の再改定を求めます。

トラック事業者に対する行政処分強化

国土交通省は貨物自動車運送事業者に対する行政処分基準を来年2025年1月（予定）より強化します。

飲酒運転に対する指導監督義務違反や点呼未実施に対する基準強化、改善基準告示の違反などに対する基準の強化となります。

行政処分基準の改正

①酒酔い・酒気帯び運転の基準強化 (トラック、バス、タクシー)		
違反事項	現行	改正後
・指導監督義務違反	新設	初違反100日車 再違反200日車
・点呼の未実施違反	新設	初違反100日車 再違反200日車
②その他（トラックのみ）		
違反事項	現行	改正後
・勤務時間等告示の順守違反	・未順守6件以上15件以下 初違反10日車 再違反20日車 ・未順守16件以上20日車、40日車	・未順守6件以上 初違反が1件当たり2日車、再違反が4日車
・点呼の未実施違反	・未実施20件以上49件以下 初違反10日車 再違反20日車 ・未実施50件以上20日車、40日車	・未実施20件以上 初違反が1件当たり1日車、再違反が2日車

ドライバー施設の拡充アンケート調査へのご協力を！

ドライバーの労働環境の改善を図るため、SA・PA（高速道路におけるサービスエリア・パーキングエリア）、道の駅などにおける大型車駐車マスの拡充や休憩・休息施設の充実が不可欠です。

建交労トラック職場のドライバーを含め、身近なドライバーへのアンケート調査への協力をお願いいたします。

